

8 アジア 1 航空宇宙産業クラスター形成特区の推進 について

(財務省、内閣官房、内閣府)

【内容】

- (1) 国際戦略総合特区「アジア 1 航空宇宙産業クラスター形成特区」の拠点形成の動きを一層加速させるため、特区区域のさらなる追加・拡大指定を行うこと。
- (2) 当地域から提案した規制の特例措置、税制上・財政上・金融上の支援措置の実現を図ること。
- (3) 平成26年3月31日を期限とする「国際戦略総合特区設備等投資促進税制」を延長すること。
また、事業の進捗に応じて「総合特区推進調整費」を始めとする重点的な財政支援を講じること。

(背景)

平成23年12月に、国際戦略総合特区「アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」に指定されたことを踏まえ、当地域では、「工場等新增設促進事業」（工場立地に係る緑地規制の緩和）や「国際戦略総合特区設備等投資促進税制」など総合特区制度の支援措置を活用しながら、当地域が機体構造部品の35%を製造しているボーイング787、我が国初の国産ジェット機となる三菱リージョナルジェット（MRJ）の生産体制などを着実に整えてきたところである。

しかしながら、今後、我が国の航空宇宙産業クラスターの存在感をより高めていくためには、当地に立地する大手機体メーカーの生産能力を一段と高めるとともに、これと一体となって航空機産業の裾野を支える中堅・中小サプライヤー群が備わったフルセットのクラスターとして高い生産性を発揮することが必要である。このため、従来の愛知・岐阜地域に加え、先般、三重県に及ぶ中堅・中小企業を含めた生産拠点を新たに国際戦略総合特区の区域に加えたところであるが、今後、航空機産業のさらなる生産活動の進展に向けて、特区区域の追加・拡大を図ることが必要である。

一方、当特区内の企業がボーイング787の機体の生産能力増強等につなげている「国際戦略総合特区設備等投資促進税制」は、平成26年3月31日までが期限とされているが、今後、既存の区域のみならず、新たに追加する区域においても一層の活用が見込まれるため、制度の延長が是非とも必要である。

本県においても、昨年度「産業空洞化対策減税基金」を創設し、企業立地、研究開発・実証実験に対する支援を大幅に拡充したほか、今年度は、航空宇宙関連製造業の不動産取得税の免除措置を創設するなど、航空宇宙産業の振興に一層力を入れて取り組んでいる。今後も、国と地域の取組が両輪となって、我が国の成長をリードする航空宇宙産業の発展を図っていかなければならない。

国際戦略総合特区「アジア 1 航空宇宙産業クラスター形成特区」

目標

アジア最大・最強の航空宇宙産業クラスターの形成

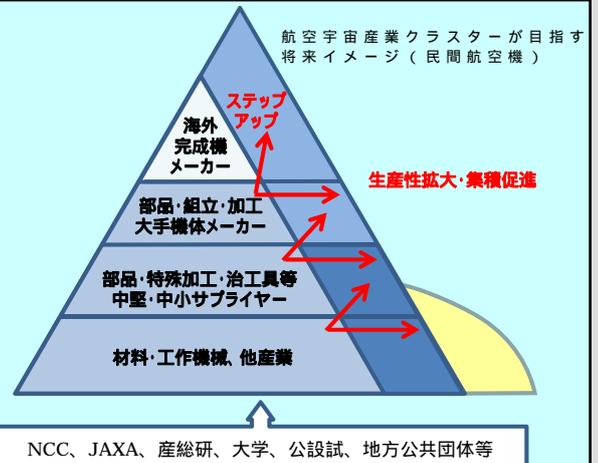
材料を含む研究開発から設計・開発、飛行試験、製造・販売、保守管理までの一貫体制を整備
ボーイング787の量産化への対応、MRJ（三菱リージョナルジェット）の生産・販売の拡大などにより、航空宇宙産業の世界シェアを拡大

【数値目標】

中部地域（愛知・岐阜・三重を中心とした5県）の航空宇宙産業の生産高
約7,000億円（平成22年） 約9,000億円以上（平成27年）

変更申請のポイント

787量産、MRJ生産をにらんだ
大手機体メーカーのステップアップ・
生産能力拡充
大手機体メーカーと一体となって中
堅・中小サプライヤー群が備わった
フルセットのクラスターとしての高
い生産性の発揮



国の支援措置

【活用・実現】

工場等新增設促進事業（工場立地に係る緑地規制の緩和）
国際戦略総合特区設備等投資促進税制
総合特区支援利子補給金制度
工場立地に係る重複緑地等の緑地算入率拡大
既存工場増築に関わる建築規制の緩和 など

【提案】

中小企業が行う部品の一貫受注システム構築に対する支援
航空機関連産業の生産職人材の育成・確保に対する支援
次世代航空機の開発に必要な研究開発施設に対する支援 など

地域独自の取組

「産業空洞化対策減税基金」による企業立地、研究開発・実証実験への補助
「産業立地促進税制」による航空宇宙関連製造業の不動産取得税の免除措置（今年度創設）
「愛知県飛行研究センター」におけるJAXA名古屋空港飛行研究拠点で実験用航空機「飛翔」による飛行実証実験
次世代複合材技術確立支援センター（ナショナルコンポジットセンター）の整備
Sea&Air輸送体制を強化する「ドリームリフター・オペレーションズ・センター」の整備 など